

令和3年度第2回
沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和3年7月30日（金）14:00～
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館
2階共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について（伝達）
- 2 令和3年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正の必要性有無について（諮問）
- 3 最低賃金基礎調査結果報告について
- 4 その他

令和3年度第2回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 沖縄県における最低賃金と生活保護費等の比較について
- 3 特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出書（写） ※一部非公開
- 4 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性有無に係る諮問（写）
- 5 最低賃金基礎調査結果報告
※令和3年10月6日開催の令和3年度第5回沖縄地方最低賃金審議会にて修正報告後の差し替え版
- 6 沖縄県最低賃金改定状況の推移及び年度別決定一覧
- 7 沖縄県最低賃金改定に伴う未満率、影響率の推移
- 8 業務改善助成金交付決定実績等一覧（【参考】雇用調整助成金等に係る支給決定金額欄を追加）
- 9 「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います
（令和3年7月27日プレスリリース、リーフレット含む）

※ 別冊(参考資料編)

令和3年7月16日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 大塚 弘満

課長補佐 尾崎 拓洋

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5596)

(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について ～ 目安はA～Dランク全てにおいて28円～

本日開催された第61回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランク_注ごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、**A～Dランク全てにおいて28円。**

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで11府県、Cランクで14道県、Dランクで16県となっている。(参考参照)

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月22日に開催された第60回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は28円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

また、引上げ率に換算すると3.1%となっています。

- 別 添 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 別紙1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
- 別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
- 参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要
- 参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ
- 参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と引上げ率の推移
- 参考4 令和2年度地域別最低賃金額
- 参考5 中央最低賃金審議会委員名簿
- 参考6 目安に関する小委員会委員名簿

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えることまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和3年7月14日

1 はじめに

令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給1,000円」を実現するため、今年度は「800円未達の地域をなくすこと」「トップランナーであるAランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和 53 年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成 14 年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成 14 年度以降時間額で示すこととなっている。

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

【目安審議】



地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】



目安を提示



地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
最低賃金額										
時間額 (円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
対前年度引上げ額 (円)	7	12 (※)	15	16	18	25	25 (※)	26	27	1
(前年度比) (%)	(0.96)	(1.63)	(2.00)	(2.09)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (24年度は+2円、28年度は+1円)が含まれる。

令和2年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 (単位：円)	発効年月日
A	東 京	1,013	令和元年10月1日
	神 奈 川	1,012	令和2年10月1日
	大 阪	964	令和元年10月1日
	愛 知	927	令和2年10月1日
	埼 玉	928	令和2年10月1日
	千 葉	925	令和2年10月1日
B	京 都	909	令和元年10月1日
	兵 庫	900	令和2年10月1日
	静 岡	885	令和元年10月4日
	滋 賀	868	令和2年10月1日
	茨 城	851	令和2年10月1日
	栃 木	854	令和2年10月1日
	広 島	871	令和元年10月1日
	長 野	849	令和2年10月1日
	富 山	849	令和2年10月1日
	三 重	874	令和2年10月1日
	山 梨	838	令和2年10月9日
C	群 馬	837	令和2年10月3日
	岡 山	834	令和2年10月3日
	石 川	833	令和2年10月7日
	香 川	820	令和2年10月1日
	奈 良	838	令和2年10月1日
	宮 城	825	令和2年10月1日
	福 岡	842	令和2年10月1日
	山 口	829	令和元年10月5日
	岐 阜	852	令和2年10月1日
	福 井	830	令和2年10月2日
	和 歌 山	831	令和2年10月1日
	北 海 道	861	令和元年10月3日
	新 潟	831	令和2年10月1日
徳 島	796	令和2年10月4日	
D	福 島	800	令和2年10月2日
	大 分	792	令和2年10月1日
	山 形	793	令和2年10月3日
	愛 媛	793	令和2年10月3日
	島 根	792	令和2年10月1日
	鳥 取	792	令和2年10月2日
	熊 本	793	令和2年10月1日
	長 崎	793	令和2年10月3日
	高 知	792	令和2年10月3日
	岩 手	793	令和2年10月3日
	鹿 児 島	793	令和2年10月3日
	佐 賀	792	令和2年10月2日
	青 森	793	令和2年10月3日
	秋 田	792	令和2年10月1日
	宮 崎	793	令和2年10月3日
沖 縄	792	令和2年10月3日	

令和3年6月

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

鹿住倫世	専修大学商学部教授
権丈英子	亜細亜大学副学長・経済学部教授
小西康之	明治大学法学部教授
中窪裕也	一橋大学大学院法学研究科特任教授
藤村博之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
松浦民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

伊藤彰英	日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
古賀友晴	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働条件局部長
小原成朗	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
富田珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総局長
永井幸子	UAゼンセン常任中央執行委員(短時間組合員局長・政策サポートセンター長兼務)
平野覚	産業別労働組合 JAM 労働・調査グループ長

(使用者側委員)

大下英和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志賀律子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
高原博	日本通運株式会社執行役員
新田秀司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀内麻祐子	株式会社センシヨー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

令和3年6月

目安に関する小委員会委員名簿

(公益委員)

鹿住倫世 専修大学商学部教授
小西康之 明治大学法学部教授
中窪裕也 一橋大学大学院法学研究科特任教授
藤村博之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

(労働者側委員)

伊藤彰英 日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
小原成朗 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
富田珠代 日本労働組合総連合会総合政策推進局総局長
永井幸子 UAゼンセン常任中央執行委員(短時間組合員局長・政策サポートセンター長兼務)

(使用者側委員)

大下英和 日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長
高原博 日本通運株式会社執行役員
新田秀司 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

(注) 掲載順は、五十音順である。

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では12～19歳・単身世帯

・ 冬季加算地区	→ VI区	
・ 県内級地別人口	→	
	1級地-1	0人
	1級地-2	0人
	2級地-1	319,435人
	2級地-2	0人
	3級地-1	687,623人
	3級地-2	426,508人
	計	1,433,566人

※平成27年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（平成31/令和元年度）

①第1類費+第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると、
 $(72,080円 \times 319,435人 + 68,430円 \times 687,623人 + 66,480円 \times 426,508人)$
 $\div 1,433,566人$
 $= \underline{68,663円}$ （1円未満四捨五入せず）

②第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分VI区に分類され、11月から翌年3月までの5月となる。

$2,630円 \times 5 \div 12 = \underline{1,095円}$ （1円未満四捨五入せず）

③期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

2級地-1 $12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073円$ （1円未満四捨五入せず）

3級地-1 $11,610円 \times 1 \div 12 = 967円$ （1円未満四捨五入せず）

3級地-2 $10,970円 \times 1 \div 12 = 914円$ （1円未満四捨五入せず）

$(1,073円 \times 319,435人 + 967円 \times 687,623人 + 914円 \times 426,508人)$

$\div 1,433,566人$

$= \underline{974円}$ （1円未満四捨五入せず）

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和3年度 特定(産業別) 最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業者数	同意率 (a/b)	申出労働者数労働組合別内訳 (機関決定別)	申出労働者数個別合意内訳
沖縄県糖類製造業 (E095 糖類製造業)	全沖縄製糖労働組合 有一 執行委員長 新垣	281	580	16	48.45%	北部製糖	20
						ゆがら製糖	42
						久米島製糖	42
						沖縄製糖	33
						宮古製糖	83
						石垣島製糖	39
						大東糖業	22
合計	281						
沖縄県新聞業 (G413 新聞業)	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 山本 哲也	300	660	10	45.45%	琉球新報社	141
						沖縄タイムス社	153
						宮古毎日新聞社	6
						合計	300
沖縄県各種小売業 (I569 各種小売業)	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	3640	6,380	26	57.05%	イオン琉球	3,486
						リウボウインダストリー	154
						合計	3,640
						トヨタカローラ沖縄	161
沖縄県自動車(新車) 小売業 (I5911自動車(新車) 小売業)	琉球ダイハツ労働組合 委員長 喜屋武 正格	1,743	2,020	68	86.29%	沖縄トヨタ	293
						琉球ダイハツ	241
						沖縄トヨペット	120
						沖縄ホンダ	274
						ネッツトヨタ沖縄	116
						スズキ自販沖縄	239
						沖縄マツダ	76
						沖縄スバル	43
						琉球日産自動車	123
						いすゞ自動車九州	57
合計	1,743						



2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者 那覇市泉崎2丁目105番
 所在地 官公労共済会
 電話(098)963-82
 労働組合名 全沖縄製糖労働組
 代表者名 執行委員長 新垣有

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 580 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県糖類製造業最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する 糖類製造業 の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 糖類製造業 最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長 に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 5月22日

機関決定： 第3回執行委員会
組 合 名： 全沖縄製糖労働組
代表者名： 執行委員長 新垣 有一
住 所： 那覇市泉崎2丁目105番地18



糖類製造業賃金格差確明資料

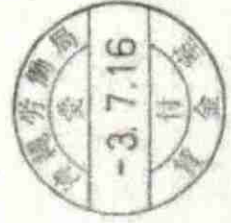
2021年

(単位:円)

企業名	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		

(単位:円)

企業名	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		





2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者
 所在地 那覇市久茂地2の2の2
 労働組合名 沖縄タイムス労働組
 代表者名 執行委員長 山本 哲

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 **新聞** 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
 沖縄県において、**新聞** を営む使用者に使用される労働者 **660** 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
 沖縄県 **新聞** 最低賃金
3. 申出の内容
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

宮古毎日新聞労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021 年 6 月 22 日

機関決定：執行委員会
組合名：宮古毎日新聞労働組合
代表者名：恩川 順治
住 所：沖縄県宮古市平良字東仲宗根
42707 城元202号



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する **新聞** 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 **新聞** 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

令和3年7月12日

機関決定: 琉球新報労働組合
組合名: [REDACTED]
代表者名: 委員長 菅真 [REDACTED]
住所: 那覇市泉崎1-



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する **新聞** 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 **新聞** 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年6月28日

機関決定： 第9回執行委員会
組合名： 沖縄タイムス労働組
代表者名： 執行委員長 山本 哲
住 所： 那覇市久茂地2の2の



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年6月22日

1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市久茂地2-2-2

氏 名 山本 哲也

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名
宮古毎日新聞発刊	宮古島市報宮東中根427-7-202号	恩川



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

令和3年7月12日

1 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市久茂地2-2-2

氏 名 山本 哲也

2 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
琉球新報 労働組合	沖縄県那覇市泉崎1-10-3	宮 眞 正



新聞業賃金格差種明資料

2021年

企業名	募集賃金(月給)	募集賃金(時給)
琉球新報		
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		

企業名	平均賃金(月給)	平均賃金(時給)
琉球新報		
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		





2021 年 7 月 11 日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇千久茂地(1-1-1)

労働組合名 リンボウインダストリー - 労働者

代表者名 執行委員長 新田 和

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 各種商品販売業 の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、各種商品販売業 を営む使用者に使用される労働者 6,380 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 各種商品販売業 の最低賃金
3. 申出の内容
上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

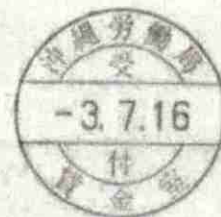
イオン琉球労働組合は傘下組合員の該当する各種商品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種商品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月8日

機関決定：第6回中央執行委員会
組合名：イオン琉球労働組合
代表者名：中央執行委員長 仲村 至
住 所：TEL 098-889-0122 FAX 098-889-
〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城
マックスバリュートリプル



産業別最低賃金の改正に関する決議

ゆめインダストリー労働組合は傘下組合員の該当する~~各種小売~~業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県~~各種小売~~業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月11日

機関決定：第7回執行委員会
組合名：ゆめインダストリー労働組合
代表者名：森田知也 執行委員長
住所：那覇市久茂地1-1-1



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月8日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市久茂地 1-1-1

氏名 森田和也
リウボウインダストリー 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 印
琉球労働組合	〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地 マックスバリュート日橋店 3階	中央執行委員長 仲村至秀



各種商品小売業賃金格差種別明資料

企業名	(単位:円)	
	2021年	
	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
リウボウインダストリー	■	■
イオン琉球	■	■
サンエー	■	■

企業名	(単位:円)	
	2021年	
	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
リウボウインダストリー	■	■
イオン琉球	■	■
サンエー		

*リウボウ、イオンは、労組からの情報を記載

*サンエーは、ホームページの求人が一番低い額を記載





2021年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市安謝664番地
沖縄トヨタ安謝ビル3階

労働組合名 沖縄トヨタ労働組

代表者名 執行委員長 当真 義

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 2,020名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月5日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝164番地 沖縄行政安謝ビル3階
氏名 當真 義也 沖縄行政労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 印
いすゞ自動車九州 労働組合 沖縄支部	浦添市牧港 5-4-7	支部執行委 新垣学



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7 月 12 日

1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏 名 当真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
琉球日産自動車労組	沖縄県浦添市港川2-1-1	渡口 巧



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月 1日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 印
沖縄スバル支部	浦添市勢理客4丁目19-7	小橋川 翔平



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月1日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 常真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名
沖縄トヨタ労働組合	沖縄県浦添市勢理宮4-1-5	田中 豊



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年7月12日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
スズキ販売労働組合 自派沖縄支部	沖縄県浦添市港川252-7	渡邊次信二



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 6月23日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
ネットトヨタ沖縄労働組合	沖縄県浦添市港川247番地	町田 一馬



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年6月24日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 當眞義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名
沖縄トヨタ労働組合	沖縄県浦添市仲間1-3-1	前門秀弥



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 当真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
沖縄トヨペット労働組合	沖縄県浦添市港川244番地	比嘉 淳



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月 14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
氏名 常真義也 沖縄トヨタ労働組合執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 印
琉球ダイハツ労働組合	〒901-2133 沖縄県浦添市字城間 2135	喜屋武 正



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2021年 7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 當真 義也 沖縄トヨタ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
トヨタカローラ沖縄労働組合	沖縄県浦添市城間4-7-3	上原 正由



産業別最低賃金の改正に関する決議

いすゞ自動車九州労働組合は傘下組合員の該当する自動車小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月5日

機関決定： 第2回執行委員会
組合名： いすゞ自動車九州労働組合 沖縄支部
代表者名： 支部執行委員長 新垣 謙
住 所： 浦添市牧港5-4-7



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球日産自動車労働組合は傘下組合員の該当する 自動車小売 業の産業別最低賃金 (新厚)

賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長 (新厚) に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021 年 7 月 12 日

機関決定：第12回執行委員会
組 合 名：琉球日産自動車労働組合
代表者名：執行委員長 渡口 巧
住所：沖縄県浦添市港川2-1-1



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄スバル労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新車)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月 1日

機関決定： 第 11 回執行委員会
組 合 名： 沖縄スバル支部労働組
代表者名： 執行委員長 小橋川 翔平
住 所： 浦添市勢理客4丁目19-7



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄マツダ労働組合は傘下組合員の該当する自動車業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月1日

機関決定： 第3回執行委員
組合名： 沖縄マツダ労働
代表者名： 執行委員 田中量裕
住 所： 浦添市勢建宮 4-1-5



産業別最低賃金の改正に関する決議

スズキ販売 労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新車)業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新車)業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月12日

機関決定：第9回支部執行委員会
組合名：スズキ販売労働組合 自題沖縄支部
代表者名：執行委員長 滝藤次 俊二
住 所：沖縄県浦添市港川252-



産業別最低賃金の改正に関する決議

ネットヨタ労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 6月23日

機関決定：第9回執行委員会
組合名：ネットヨタ沖縄労働組合
代表者名：執行委員長 町田 一馬
住 所：沖縄県浦添市港川247番地



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄ホンダ労働組合は傘下組合員の該当する自動車小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 6月 24日

機関決定：第六回執行委員会
組合名：沖縄ホンダ労働組合
代表者名：執行委員長 前門 秀弥
住 所：沖縄県浦添市仲間1-



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨペット労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月14日

機関決定：第7回執行委員会

組合名：沖縄トヨペット労働組合

代表者名：執行委員長 比嘉 淳

住 所：沖縄県浦添市港川244番



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球ダイハツ労働組合は傘下組合員の該当する自動車小売業の産業別最低
(新車)
賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業におけ
る公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長
(新車)
に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年7月14日

機関決定：第11回執行委
組 合 名：琉球ダイハツ労働組合
代表者名：喜屋武 正樹
住 所：浦添市字城 5番地



産業別最低賃金の改正に関する決議

トヨタカローラ沖縄労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月14日

機関決定：第10回執行委員会
組 合 名：トヨタカローラ沖縄労働組合
代表者名：執行委員長 上原 正由
住 所：沖縄県浦添市城間4-7-3



産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨタ労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2021年 7月 9日

機関決定：第10回執行委員会
組 合 名：沖縄トヨタ労働組合
代表者名：執行委員長 当真 義也
住 所：沖縄県那覇市安謝664番地
沖縄トヨタ安謝ビル3階



自動車(新車)小売業賃金格差疎明資料

2021年

(単位:円)

企業名	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
トヨタカローラ沖縄	■	■
沖縄トヨタ	■	■
琉球ダイハツ	■	■
沖縄トヨペット	■	■
沖縄ホンダ	■	■
ネッツトヨタ沖縄	■	■
スズキ自販沖縄	■	■
沖縄マツダ	■	■
沖縄スバル	■	■
琉球日産	■	■
いすゞ自動車九州	■	■

(単位:円)

企業名	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
トヨタカローラ沖縄	■	■
沖縄トヨタ	■	■
琉球ダイハツ	■	■
沖縄トヨペット	■	■
沖縄ホンダ	■	■
ネッツトヨタ沖縄	■	■
スズキ自販沖縄	■	■
沖縄マツダ	■	■
沖縄スバル	■	■
琉球日産	■	■
いすゞ自動車九州	■	■



沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における
業の事業所数と
労働者数の概況

産業小分類	事業所数	2021年	
		事業所数	労働者数
	11		7,070
計			

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	11	1,743
個別合意等		
合計	11	1,743

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
トヨタカーローラ沖縄	トヨタカーローラ沖縄労働組合			161	
沖縄トヨタ	沖縄トヨタ労働組合			293	
琉球ダイハツ	琉球ダイハツ労働組合			241	
沖縄トヨベツト	沖縄トヨベツト労働組合			120	
沖縄ホンダ	沖縄ホンダ労働組合			274	
ネットトヨタ沖縄	ネットトヨタ沖縄労働組合			116	
スズキ自販沖縄	スズキ販売労働組合 自販沖縄支部			239	
沖縄マツダ	沖縄マツダ労働組合			76	
沖縄スバル	沖縄スバル労働組合			43	
琉球日産	琉球日産労働組合			123	
いすゞ自動車九州	いすゞ自動車九州労働組合			57	
ケース別合計		名	名	1743	名





冲劳発基 0730 第 1 号
令和 3 年 7 月 30 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2021年7月16日付けで申出者沖縄タイムス労働組合執行委員長山本哲也から、同年7月11日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合委員長森田和也から、同年7月16日付けで申出者沖縄トヨタ労働組合執行委員長當眞義也から、同年7月16日付けで申出者全沖縄製糖労働組合執行委員長新垣有一から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
- 3 沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
- 4 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

令和 3 年 度

最低賃金基礎調査結果

(総括： 沖縄労働局分)

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

03年

総括表(1)

全産業

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	207,541	85,973	87,257	34,311
円	4,067	2,447	1,566	53
- 781	(2.0)	(2.8)	(1.8)	(0.2)
782 - 782	4,079 (2.0)	2,447 (2.8)	1,566 (1.8)	66 (0.2)
783 - 783	4,079 (2.0)	2,447 (2.8)	1,566 (1.8)	66 (0.2)
784 - 784	4,156 (2.0)	2,447 (2.8)	1,630 (1.9)	78 (0.2)
785 - 785	4,208 (2.0)	2,447 (2.8)	1,682 (1.9)	78 (0.2)
786 - 786	4,377 (2.1)	2,537 (3.0)	1,760 (2.0)	80 (0.2)
787 - 787	4,377 (2.1)	2,537 (3.0)	1,760 (2.0)	80 (0.2)
788 - 788	4,391 (2.1)	2,538 (3.0)	1,760 (2.0)	93 (0.3)
789 - 789	4,391 (2.1)	2,538 (3.0)	1,760 (2.0)	93 (0.3)
790 - 790	4,418 (2.1)	2,564 (3.0)	1,761 (2.0)	93 (0.3)
791 - 791	4,500 (2.2)	2,610 (3.0)	1,794 (2.1)	96 (0.3)
792 - 792	7,533 (3.6)	4,254 (4.9)	3,108 (3.6)	171 (0.5)
793 - 793	7,740 (3.7)	4,459 (5.2)	3,110 (3.6)	171 (0.5)
794 - 794	7,818 (3.8)	4,459 (5.2)	3,188 (3.7)	171 (0.5)
795 - 795	8,963 (4.3)	4,811 (5.6)	3,976 (4.6)	176 (0.5)
796 - 796	8,963 (4.3)	4,811 (5.6)	3,976 (4.6)	176 (0.5)
797 - 797	9,030 (4.4)	4,826 (5.6)	4,028 (4.6)	176 (0.5)
798 - 798	9,228 (4.4)	4,919 (5.7)	4,133 (4.7)	176 (0.5)
799 - 799	9,228 (4.4)	4,919 (5.7)	4,133 (4.7)	176 (0.5)
800 - 800	18,394 (8.9)	10,713 (12.5)	7,345 (8.4)	336 (1.0)

801 -	801	18,812 (9.1)	11,131 (12.9)	7,345 (8.4)	336 (1.0)
802 -	802	18,907 (9.1)	11,226 (13.1)	7,345 (8.4)	336 (1.0)
803 -	803	18,998 (9.2)	11,226 (13.1)	7,423 (8.5)	348 (1.0)
804 -	804	19,385 (9.3)	11,458 (13.3)	7,579 (8.7)	348 (1.0)
805 -	805	20,059 (9.7)	11,605 (13.5)	7,670 (8.8)	785 (2.3)
806 -	806	20,110 (9.7)	11,656 (13.6)	7,670 (8.8)	785 (2.3)
807 -	807	20,280 (9.8)	11,656 (13.6)	7,814 (9.0)	810 (2.4)
808 -	808	20,284 (9.8)	11,656 (13.6)	7,818 (9.0)	810 (2.4)
809 -	809	20,443 (9.9)	11,657 (13.6)	7,976 (9.1)	810 (2.4)
810 -	810	21,729 (10.5)	12,142 (14.1)	8,775 (10.1)	813 (2.4)
811	811	21,807 (10.5)	12,142 (14.1)	8,853 (10.1)	813 (2.4)
812	812	22,067 (10.6)	12,305 (14.3)	8,950 (10.3)	813 (2.4)
813	813	22,334 (10.8)	12,341 (14.4)	9,163 (10.5)	830 (2.4)
814	814	22,567 (10.9)	12,417 (14.4)	9,320 (10.7)	830 (2.4)
815	815	22,961 (11.1)	12,494 (14.5)	9,612 (11.0)	855 (2.5)
816	816	23,039 (11.1)	12,494 (14.5)	9,690 (11.1)	855 (2.5)
817	817	23,039 (11.1)	12,494 (14.5)	9,690 (11.1)	855 (2.5)
818	818	23,123 (11.1)	12,494 (14.5)	9,771 (11.2)	858 (2.5)
819	819	23,136 (11.1)	12,494 (14.5)	9,771 (11.2)	871 (2.5)
820	820	25,478 (12.3)	13,522 (15.7)	10,735 (12.3)	1,221 (3.6)
821	821	25,576 (12.3)	13,618 (15.8)	10,735 (12.3)	1,223 (3.6)
822	822	25,654 (12.4)	13,618 (15.8)	10,813 (12.4)	1,223 (3.6)
823	823	25,800 (12.4)	13,618 (15.8)	10,959 (12.6)	1,223 (3.6)

824	824	26,010 (12.5)	13,760 (16.0)	11,026 (12.6)	1,223 (3.6)
825	825	26,071 (12.6)	13,781 (16.0)	11,067 (12.7)	1,223 (3.6)
826	826	26,073 (12.6)	13,783 (16.0)	11,067 (12.7)	1,223 (3.6)
827	827	26,075 (12.6)	13,784 (16.0)	11,067 (12.7)	1,223 (3.6)
828	828	26,256 (12.7)	13,880 (16.1)	11,145 (12.8)	1,232 (3.6)
829	829	26,457 (12.7)	14,002 (16.3)	11,223 (12.9)	1,232 (3.6)
830	830	29,304 (14.1)	15,539 (18.1)	12,456 (14.3)	1,310 (3.8)
831	831	29,319 (14.1)	15,539 (18.1)	12,458 (14.3)	1,322 (3.9)
832	832	29,387 (14.2)	15,606 (18.2)	12,459 (14.3)	1,322 (3.9)
833	833	30,082 (14.5)	16,082 (18.7)	12,675 (14.5)	1,325 (3.9)
834	834	30,156 (14.5)	16,131 (18.8)	12,685 (14.5)	1,340 (3.9)
835	835	30,452 (14.7)	16,317 (19.0)	12,795 (14.7)	1,340 (3.9)
836	836	30,530 (14.7)	16,317 (19.0)	12,873 (14.8)	1,340 (3.9)
837	837	30,533 (14.7)	16,317 (19.0)	12,877 (14.8)	1,340 (3.9)
838	838	30,621 (14.8)	16,317 (19.0)	12,949 (14.8)	1,355 (3.9)
839	839	30,859 (14.9)	16,452 (19.1)	13,052 (15.0)	1,355 (3.9)
840	840	32,071 (15.5)	16,915 (19.7)	13,554 (15.5)	1,602 (4.7)
841	841	32,303 (15.6)	17,008 (19.8)	13,680 (15.7)	1,614 (4.7)
842	842	32,431 (15.6)	17,057 (19.8)	13,760 (15.8)	1,614 (4.7)
843	849	33,357 (16.1)	17,458 (20.3)	14,232 (16.3)	1,667 (4.9)
850	859	45,715 (22.0)	22,666 (26.4)	21,002 (24.1)	2,047 (6.0)
860	869	49,635 (23.9)	24,428 (28.4)	23,078 (26.4)	2,129 (6.2)
870	879	52,428 (25.3)	25,293 (29.4)	24,577 (28.2)	2,559 (7.5)

880	889	55,180 (26.6)	26,451 (30.8)	25,955 (29.7)	2,774 (8.1)
890	899	56,984 (27.5)	27,217 (31.7)	26,732 (30.6)	3,035 (8.8)
900	999	101,913 (49.1)	42,780 (49.8)	44,291 (50.8)	14,842 (43.3)
1000	1099	125,037 (60.2)	54,406 (63.3)	51,759 (59.3)	18,873 (55.0)
1100	1199	141,544 (68.2)	60,636 (70.5)	59,412 (68.1)	21,496 (62.7)
1200	1299	157,773 (76.0)	67,273 (78.2)	65,026 (74.5)	25,473 (74.2)
1300	1399	166,992 (80.5)	70,701 (82.2)	69,244 (79.4)	27,047 (78.8)
1400	1499	175,107 (84.4)	73,655 (85.7)	73,284 (84.0)	28,168 (82.1)
1500		207,541 (100.0)	85,973 (100.0)	87,257 (100.0)	34,311 (100.0)
月平均賃金額		170,667	165,401	170,960	183,120
時間当平均賃金額		1,186	1,154	1,189	1,260
月一人当たり労働時間数		141	139	140	148
第1・20分位数		800	793	800	850
第1・10分位数		810	800	810	910
第1・4分位数		876	850	862	910
中位数		1,000	1,000	994	1,040
四分位偏差係数		0.2015	0.2002	0.2238	0.1952

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

		改定年											
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
改正の諮問		22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.2	26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	1.7.1	2.7.1	
審議会の開催日		22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.2	26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	1.7.1	2.7.1	
		22.8.9	23.8.18	24.8.7	25.8.8	26.8.5	27.8.6	28.8.1	29.8.1	30.8.1	1.8.1	2.8.3	
		22.9.2	23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.31	28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6	2.8.7	
専門部会の開催日		22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.3	26.7.17	27.7.16	28.7.20	29.7.21	30.7.20	1.7.19	2.7.20	
		22.7.27・28・29	23.7.26	24.7.24・25・26	25.7.23・29・30	26.7.22・24・8.1	27.7.23・24・30	28.7.25・27	29.7.26～28	30.7.24,26,27	1.7.23,24,25	2.7.28,29	
		22.8.9	23.7.27	24.8.7	25.8.8	26.8.5	27.8.6	28.8.1	29.8.1	30.8.1	1.8.1	2.8.3	
		22.8.16	23.7.28	24.8.16	25.8.15	26.8.12	27.8.11	28.8.2	29.8.2	30.8.3	1.8.2	2.8.5	
		22.8.2	23.8.18	24.8.22	25.8.26	26.8.19	28.8.13	28.8.3	29.8.3	30.8.6	1.8.5	2.8.6	
		22.8.27	23.8.26	24.8.28	25.8.28	26.8.26		28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6	2.8.7	
		22.9.9	23.9.8										
答申日		22.9.9	23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.13	28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6	2.8.7	
採決状況		○	▲	●	▲	▲	○	●	●	●	●	▲	
発効日		22.11.5	23.11.5	24.10.25	25.10.26	26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1	30.10.3	1.10.3	2.10.3	
最低 賃金 額	日額(円)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	引上げ	額(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	時間額(円)		642	645	653	664	677	693	714	737	762	790	792
	引上げ	額(円)	13	3	8	11	13	16	21	23	25	28	2
		率(%)	2.07%	0.47%	1.24%	1.68%	1.96%	2.36%	3.03%	3.22%	3.39%	3.80%	0.26%
	影響率(%)		5.1	6.1	8.5	8.9	6.8	11.3	14.5	10.6	14.7	11.4	7.9

令和3年度 最低賃金未満率・影響率（地域別最低賃金）

令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果より

地域別最低賃金 適用業種	未満率		備考 (R2年度影響率 792円)
	R3 (792円)	R2 (790円)	
全業種（地域最賃対象産業）	2.2%	2.4%	7.9%
地域最賃適用製造業	1.3%	1.7%	15.6%
食料品製造業	2.0%	1.3%	20.0%
木材・木製品・家具・装飾品製造業	8.0%	-	-
出版・印刷・同関連産業	-	2.9%	2.9%
窯業・土石製品製造業	-	1.7%	2.7%
機械・金属製品等製造業	-	2.9%	2.9%
地域最賃適用の製造業	-	2.2%	20.5%
地域最賃適用卸・小売業	1.7%	2.2%	8.4%
卸売業	3.6%	2.5%	8.6%
小売業	1.4%	2.6%	11.3%
地域最賃適用のサービス業	2.8%	2.5%	5.1%
飲食店	2.6%	2.5%	6.2%
洗濯・理容・浴場業	3.9%	4.9%	16.7%
旅館、その他の宿泊所	3.2%	0.4%	0.4%
自動車整備業	3.4%	-	-
建物サービス業	-	-	-
警備業	-	-	-
医療業	2.4%	4.3%	4.3%
児童福祉業	1.3%	1.4%	3.6%
学術研究、専門・技術サービス業	1.8%	4.0%	4.0%
その他の生活関連サービス業、娯楽業	4.4%	3.4%	5.9%
サービス業（他に分類されないもの）	4.8%	9.4%	10.5%

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 ※1	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	9	5	16 (78%増)	10 (100%増)	18 (13%増)	15 (50%増)	7 (61%減)	5 (67%減)	8 (14%増)	8 (60%増)
全国	592	433	901 (52%増)	798 (84%増)	995 (10%増)	870 (9%増)	673 (22%減)	542 (38%減)	805 (20%増)	626 (15%増)

※1 令和2年度は令和3年3月末速報値。

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和3年7月23日現在）

	雇用調整助成金				緊急雇用安定助成金				合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率
沖縄 糸島 局	46,517	46,217	46,943,202,655 (円)	99.4%	18,648	18,200	4,571,023,111 (円)	97.6%	65,165	64,417	51,514,225,766 (円)	98.9%
全 国	3,175,592	3,085,994	37,264.06 (億円)	97.2%	965,565	927,676	2,860.98 (億円)	96.1%	4,141,157	4,013,670	40,125.04 (億円)	96.9%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和3年7月26日現在）

	合計		
	申請件数	決定件数	支給決定金額 決定率
沖縄局	27,096	19,816	1,415,312,363円 84.9%
全 国	2,481,643	1,988,944	150,895,228,247円 88.1%

報道関係者 各位

令和3年7月27日

【照会先】

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 小城 英樹

賃金・退職金制度係長 松浦 亮平

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図ります。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

詳細は、下記の「別紙」およびホームページをご覧ください。

また、ホームページの中に、制度の概要や申請書の記載方法などを解説した動画を掲載する予定です。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyou/03.html

【添付資料】

別紙 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

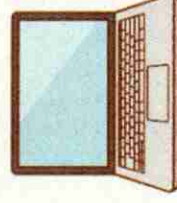
賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。

(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限度区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合） 最大 **600万円**

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

- ※ PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

引き上げる労働者数

コース	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

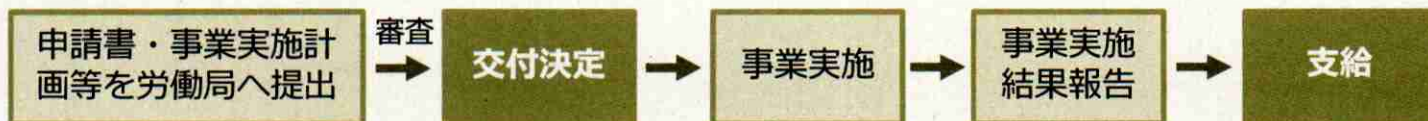
その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

i 【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようになった。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索